

## | 商号等

樹商事株式会社は投資助言・代理業を行う金融商品取引業者であり、次の登録番号を取得しております。

関東財務局長（金商）第2364号

## | 報酬等について

当該助言に対する報酬は、月額1万円(税抜)とする。お支払方法は銀行振込又はクレジット払いとし、契約締結時に前払いにてお支払い頂きます。

## | リスク等について

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その投資元本を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

当社が投資助言を行う株式等の金融商品に関しては、金融商品取引市場における相場、金利、為替その他の指標による資産価値の変動によって投資元本を割り込み、損失が生ずる恐れ（元本欠損リスク）や、元本を超過する損失が生じる恐れ（元本超過損リスク）があります。リスク等については、上記申込サイトや各サービスの契約締結前の書面等をよくお読みください。

## | 当社の苦情処理措置について

### 1. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にお申し出下さい。

樹商事株式会社 問い合わせ窓口

所在地：〒270-2261

千葉県松戸市常盤平6-27-10

電話番号：050-3700-3734

メールアドレス：[info@soubakan.com](mailto:info@soubakan.com)

2. 当社は、「苦情・紛争処理に関する規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解を頂けるよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記1の苦情等の申出先の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

## ｜ 当社の紛争解決措置について

(1) 当社は、お客様との紛争の解決にあたっては、当社が協定を締結した東京三弁護士会におけるあっせん又は仲裁手続により金融商品取引業等業務関連紛争の解決に努めます。

(2) 協定書に定める事項を遵守し、当該弁護士会の手続きに従って、紛争の解決に努めます。

(3) 当社との紛争の解決のため、協定を締結した弁護士会をご利用になる場合は下記までご連絡をお願い致します。

### 【お客様との紛争解決・あっせん仲裁手続き窓口】

東京弁護士会 紛争解決センター 03-3581-0031  
第一東京弁護士会 仲裁センター 03-3595-8588  
第二東京弁護士会 仲裁センター 03-3581-2249

(4) 上記センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りとなります。詳しくは上記センターにご照会下さい。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書の受理とあっせん人の選任
- ③あっせん期日の調整
- ④あっせん人によるお客様、協定締結業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結したお客様は、本契約により生じた債権に関し、当社が差し入れている営業保証金について他の債権者に優先して弁済を受けることができます。以上